

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日曜日の翌  
日とする)

## 目 次

◇ 告 示 建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等  
測量等の指名競争入札に参加する者に必要な資格等

## 告 示

### 鳥取県告示第九百六十二号

昭和六十年年度において県が発注する建設工事（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請手続等について、次のとおり定めたので告示する。

昭和五十九年十二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 一 指名競争入札に参加する者に必要な資格

指名競争入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる事項を総合勘案して行つた審査の結果に基づき、別表の上欄に掲げる発注工事の種類

に依りて必要な等級に区分し、これを発注の標準とする請負工事金額に対応させて定めた資格とする。

1 建設業法第二十七条の二第一項に規定する経営に関する客観的事項

(一) 審査基準日（昭和六十年一月一日をいう。以下同じ。）の直前の

二営業年度（以下「直前二年」という。）における完成工事高につ

いて算定した許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均

完成工事高

(二) 経営規模

ア 審査基準日の直前の営業年度の決算（以下「直前決算」とい

う。）における自己資本額（法人にあつては資本金額（出資総額

を含む。）に新株式払込金（又は新株申込証拠金）、準備金、積

立金及び次期繰越金の額を加えた額を、個人にあつては期首資本

金の額に事業主借勘定及び事業主利益の額を加えた額から事業主

貸勘定の額を減じた額をいう。以下同じ。）

イ 審査基準日の前日における建設業に従事する技術職員（建設業

法第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者をいう。以下同じ。）

の数及び技術職員以外の職員の数

(三) 経営比率

ア 直前決算における流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除

して得た数値を百分比で表わしたものをいう。）

イ 直前決算における自己資本固定比率（自己資本額を固定資産の

額で除して得た数値を百分比で表わしたものをいう。）

ウ 審査基準日の直前の営業年度（以下「直前一年」という。）に

おける総資本純利益率（直前一年における純利益の合計額を直前

決算における総資本の額（法人にあつては流動負債、固定負債、資本金、新株式払込金（又は新株申込証拠金）、法定準備金及び剰余金の額の合計額を、個人にあつては流動負債、固定負債、引当金及び自己資本額の合計額をいう。）で除して得た数値を百分比で表わしたものをいう。）

(四) 審査基準日の前日までの建設業の営業年数（建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいう。）

2 主観的事項

(一) 工事成績

(二) 工事能力

(三) 労働福祉等の状況

二 資格審査の申請手続

指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けようとする者は、建設工事入札参加資格審査申請書（様式第一号）に次に掲げる書類を添えて、県内に主たる営業所を有する建設業者にあつては昭和六十年一月二十一日までに、県外に主たる営業所を有する建設業者にあつては同年三月三十日までに知事に提出しなければならない。ただし、提出期限について、知事が特別な理由があると認めるものについては、この限りでない。

1 県内に主たる営業所を有する建設業者

- (一) 指名競争入札に参加を希望する建設工事の種別表（様式第二号）
- (二) 営業の沿革（様式第三号）
- (三) 直前二年における工事施工金額調書（様式第四号）
- (四) 工事経歴書（様式第五号）

(五) 使用人数調書（様式第六号）

(六) 法人にあつては直前一年の貸借対照表、損益計算書、完成工事原価報告書及び利益処分（損失処理）に関する書類、個人にあつては直前一年の貸借対照表、損益計算書及び完成工事原価報告書

(七) 直前一年において納税義務の発生した鳥取県の県税（事業税及び自動車税に限る。）の納税証明書

(八) 労働福祉の状況及び労働災害発生等状況（様式第七号）

(九) 職員調書（様式第八号）

(十) 営業用機械器具調書（様式第九号）

(十一) 使用印鑑届（様式第十号）

(十二) 印鑑証明書

2 県外に主たる営業所を有する建設業者

(一) 建設業許可証明書

(二) 指名競争入札に参加を希望する建設工事の種別表（様式第二号）

(三) 営業所一覧表（様式第十一号）

(四) 工事経歴書（様式第十二号）

(五) 登記簿の謄本

(六) 使用印鑑届（様式第十号）

(七) 印鑑証明書

(八) 建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の規定により建設大臣又は都道府県知事に提出した経営事項審査申請書の写し

(九) 委任状（年間委任の場合に限る。）

三 資格の有効期間

一の資格は、昭和六十年限りとする。ただし、昭和六十一年度の指名競争入札の参加者の資格が決定されるまでの間は、引き続きその効力を有するものとする。

別表

発注工事種別	建設工事の種類
一般土木工事	土木一式工事(土) とび・土工・コンクリート工事(と) 鋼構造物工事(鋼)
ほ装工事	ほ装工事(ほ)
鋼橋工事	鋼構造物工事(鋼)
プレストレスト・コンクリート工事	土木一式工事(土)
港湾工事	土木一式工事(土) しゅんせつ工事(しゅ)
機械設備工事	機械器具設置工事(機) 鋼構造物工事(鋼)
塗装工事	塗装工事(塗)
造園工事	造園工事(園)

さく井工事	さく井工事(井)
一般建築工事	建築一式工事(建) 大工事(大) とび・土工・コンクリート工事(と) 鋼構造物工事(鋼) 鉄筋工事(筋)
管工事	管工事(管) 熱絶縁工事(絶) 水道施設工事(水) 消防施設工事(消) 清掃施設工事(清)
建具工事	建具工事(具) ガラス工事(ガ)
内外装工事	左官工事(左) 石工事(石) タイル・れんが・ブロック工事(タ) 防水工事(防) 内装仕上工事(内)
屋根工事	屋根工事(屋) 板金工事(板)
電気工事	電気工事(電) 電気通信工事(通) 消防施設工事(消)
通信設備工事	電気通信工事(通) 電気工事(電)

(注) この表の上欄の発注工事種別ごとと同表下欄の建設工事のうち、いずれか一について建設業の許可を受けている者についてのみ入札参加資格を付与できる。

様式第1号

建設工事入札参加資格審査申請書

受付番号

鳥取県知事 西 尾 邑 次 殿

昭和 年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

電話番号

申請者 住 商号又は名称 代 表 者

㊦

許可を受けている建設業	建設大臣 許可(特一)第	工事許可
	昭和 年 月	工 日 許 可
建設大臣 知事 許可(般一)第	昭和 年 月	工 日 許 可
	昭和 年 月	工 日 許 可

今般貴県所管に係る建設工事の入札に参加したいので、別冊指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。なお、この建設工事入札参加資格審査申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

様式第2号

指名競争入札に参加を希望する建設工事の種別表

希望欄	発注工事種別	建設工事の種類	希望欄	発注工事種別	建設工事の種類
	一般土木工事	土木一式工事(土) とび・土工・コンクリート工事(と)		一般建築工事	建築一式工事(建) 大工工事(大) とび・土工・コンクリート工事(と) 鋼構造物工事(鋼) 鉄筋工事(筋)
	鋼橋工事	鋼構造物工事(鋼)		管工事	管工事(管) 熱絶縁工事(絶) 水道施設工事(水) 消防施設工事(消) 清掃施設工事(清)
	ほ装工事	ほ装工事(ほ)		建具工事	建具工事(具) ガラス工事(ガ)
	プレストレスト・コンクリート工事	土木一式工事(土)		内外装工事	左官工事(左) 石工事(石) タイル・れんが・ブロック工事(タ) 防水工事(防) 内装上工事(内)
	港湾工事	土木一式工事(土) しゅんせつ工事(しゅ)		屋根工事	屋根工事(屋) 板金工事(板)
	機械設備工事	機械器具設置工事(機) 鋼構造物工事(鋼)		電気工事	電気工事(電) 電気通信工事(通) 消防施設工事(消)
	塗装工事	塗装工事(塗)		電気設備工事	電気通信工事(通) 電気工事(電)
	造園工事	造園工事(園)			
	さく井工事	さく井工事(井)			

(注) この表の発注工事種別に対応する建設工事のうち、いずれか一について建設業の許可を受けている者についてのみ入札参加資格を付与できる。  
記載要領

「希望欄」には、発注工事種別の中から入札参加を希望する業種について○印で記載すること。

様式第3号

営 業 の 沿 革

創 業	年 月 日
創	年 月 日
創	年 月 日
業	年 月 日
後	年 月 日
の	年 月 日
沿	年 月 日
革	年 月 日
最初に許可又は登録を受けた年月日	年 月 日

記載要領

「創業後の沿革」の欄には、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開、賞罰(行政処分等を含む。)等を記載すること。

様式第4号

直前2年の各営業年度における工事施工金額調書

営業年度	注文者の区分	許可に係る建設工事の施工金額					その他の建設工事金額	合計
		工事 千円	工事 千円	工事 千円	工事 千円	工事 千円		
第 年 月 月 日から 日まで	官公庁 民間 計							
第 年 月 月 日から 日まで	官公庁 民間 計							
第 年 月 月 日から 日まで	官公庁 民間 計							
第 年 月 月 日から 日まで	官公庁 民間 計							

記載要領

- 1 この表には、完成工事の請負代金の額を記載すること。
- 2 下請工事については、注文者は「民間」に該当するものとして記載すること。
- 3 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区別して記載すること。

様式第5号

工 事 経 歴 書  
 (建設工事の種類)

番 号	工 事 名	契約書 等の種 別	注 文 者	請負代金の額	工 事 原 価			工事差益	着 工 年 月	備 考
					材料費	労務費	外注費			
1					( )	(( ))	( )			
2					( )	(( ))	( )			
3					( )	(( ))	( )			
直前2年の決算における完成工事高 小 計					( )	(( ))	( )			
1					( )	(( ))	( )			
2					( )	(( ))	( )			
3					( )	(( ))	( )			
直前1年の決算における完成工事高 小 計					( )	(( ))	( )			
合 計					( )	(( ))	( )			

記載要領

- この表は、「直前2年の各営業年度における工事施工金額調書」(様式第4号)に記載した工事の種類(以下「工事種類」という。)ごとに、別業として作成すること。
- この表は、直前2年において完成したすべての工事について記載すること。
- 「契約書等の種別」の欄には、契約の締結方法の種別を記載すること。
- 下請工事については、「注文者」の欄には、直接注文した元請者を記載し、「工事名」の欄には、下請工事の名称を記載すること。
- 「工事原価」の欄の(( ))内には、下請契約の件数を記載すること。
- 「工事原価」の欄の( )内には、他の建設業者の施工協力を受けて支払った協力経費を記載すること。



様式第 6 号

使 用 人 数 調 査 書

営 業 所	技 術 職 員	技術職員以外		合 計	労 務 者
		技術職員	技術関係職員		
(主たる営業所)	役 員	人	人	人	人
	職 員				
(その他の営業所)	役 員				
	職 員				
(その他の営業所)	役 員				
	職 員				
合 計					

記載要領

- 1 建設業に従事している役員及び職員の数を記載すること。(ただし、法人にあつては代表権を有する役員、個人にあつては本人を除く。)
- 2 「役員」は、常勤のものとする。
- 3 「職員」は、雇用期間を特に限定することなく雇用された者で、労務者以外のものとする。
- 4 「技術職員」とは、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者をいう。

様式第7号

労働福祉の状況及び労働災害発生等状況

労働福祉の状況

建設業退職金共済組合員である場合	期間を定めて雇用している者の数	人
	加入者数	人
中小企業退職金共済組合員である場合	加入者数	人
	加入者数	人
退職金制度のある場合は、その理由	加入者数	人
	加入者数	人
上記以外の場合は、その理由	加入者数	人
	加入者数	人

労働災害発生状況

区分	(イ) 労災保険料	(ロ) 災害発生件数	(ハ) 災害発生率 $\frac{(ロ)}{(イ)} \times 10,000$
年度	千円		
昭和58年度			
昭和59年度 (昭和59年12月31日現在)			

労働災害発生内容

年 度	労働災害内容
昭和58年度	
昭和59年度 (昭和59年12月31日現在)	

記載要領

- 「期間を定めて雇用している者」とは、一週間、一箇月等一定の期間を定めて雇う者、日雇労働者等をいう。
- 建設業退職金共済組合に加入している者は、その証明書を添付すること。
- 「労働災害発生状況」の欄には、所轄の労働基準監督署長に報告した報告書に基づいて記載し、労働基準監督署長の報告書の提出済の証明書を添付すること。

技術研修の状況

鳥 取 県 建 設 技 術 セ ン タ ー 研 修 状 況			そ の 他 の 研 修 状 況	
研 修 項 目	当 初 予 定 人 員	実 参 加 人 員	研 修 項 目	研 修 の 内 容

記載要領

「研修の内容」の欄には、研修の実施状況について具体的に記載すること。

様式第8号

技術職員 ( 工事 )

職 員 調 書

番号	月給の別	氏名	年齢	現住所	採用年月日	法令による免許資格(学歴)	実務経歴 年数 7条第2号	従事内容	雇用保険の有無	備考
1	( )						1.0.0.ハ			
2	( )						1.0.0.ハ			
計 人										

記載要領

- この表は、工事種類ごとに別業とすること。
- この表には、「使用人数調書」(様式第6号)に記載した技術職員を工事種類ごとに分類して記載すること。
- 「月給・日給の別」の欄の( )内には、日給者について年間実労働日数を記載すること。
- 「法令による免許等」の欄には、建設工事に関し法律若しくは命令による免許、技術若しくは、技能の認定を受けた資格又は建設業法第7条第2号1に規定する学
- 校名字科等を記載すること。(例〇〇建築士、〇〇土木施工管理技士、〇〇高等学校〇〇科等)
- 「実務経歴年数」は、当該工事種類に関する実務経歴の年数とする。「本人」と記載すること。
- 役員又は本人が技術員を兼務している場合には、「役員」又は「本人」と記載すること。
- 「従事内容」の欄には、主として従事している業務の内容を記載すること。

技術職員以外の職員

番号	役職名	常勤・非常勤等の別	氏名	年齢	現住所	就任又は採用年月日	従事内容	雇用保険の有無	備考
1		( )							
2		( )							
計 人									

記載要領

- この表は、「使用人数調書」(様式第6号)に記載した技術職員以外の職員のほか、法人にあつては代表権を有する役員及び非常勤役員もすべて記載するものとし、個人にあつては本人も記載すること。
- 「常勤・非常勤等の別」の欄には、役員については常勤・非常勤の別を、職員については月給・日給の別を記載するものとし、日給職員については年間実労働日数を( )内に記載するものとする。
- 役員又は本人が技術職員を兼務している場合は、備考欄に「技術職員兼務」と記載すること。
- 技術関係職員には、備考欄に「技」と記載すること。
- 「従事内容」の欄には、主として従事している業務の内容を記載すること。



記載要領

- 1 別表の順に番号を付記して、取得価額30万円以上の機械器具のみを記載すること。
- 2 別表に掲げられた機械器具以外の機械器具を所有しているときは、別表に掲げられたものと同種とみなされるもののみを「番号」の欄に「その他」と付記し、記載すること。
- 3 「年間稼働時間数」の欄には、直前1年における稼働時間数の合計を記載すること。

別表

番号	名	称	番号	名	称	番号	名	称
1	ブルドーザー (トラクターを含む。)		13	アースオーガー		28	コンクリートプラント	
2	モータースクレーパー		14	地下連続壁施工機械		29	コンクリートミキサー	
3	抜けん引スクレーパー		15	グラウト機械 (グラウトポンプ、グラウトミキサー等を含む。)		30	トラツクミキサー	
4	シヨベル系掘削機 (パワーシヨベル、バツクホウ、ドラクライク、クラムシエル等を含む。)		16	ボーリソングマシン (さく井機等を含む。)		31	コンクリートポンプ (コンクリートプルーサーを含む。)	
5	連続式掘削機 (バケツトホイールエキスカーター、トレンチャヤー等を含む。)		17	さく岩機 (アレーカーを含む。)		32	コンクリート振動機	
6	トラクターシヨベル		18	ドリルジヤンボ		33	アスファルトプラント	
7	ダンプトラツク類 (ダンプトラツク、ダンプター、ダンプカー等を含む。)		19	クローラドリル及びゴンドリル		34	アスファルトファイニツシャー	
8	自走式クレーン (トラツククレーン等を含む。)		20	シールド掘進機		35	アスファルトリヂェストリビューター	
9	固定式クレーン (タワークレーン、デリツククレーン、シツククレーン、門形クレーン、ケールクレーン等を含む。)		21	トンネル掘進機		36	コンクリートファイニツシャー	
10	工専用エレベーター及びリフト		22	モーターグレーダー		37	コンクリートスプレツター	
11	くい打機及びくい抜機 (ダイゼルパイルハンソー、振動パイルドライパー、気動ハンソー等を含む。)		23	ロードローラー		38	しゆんせつ船	
12	大口径掘削機 (アースドリル、リバーササーキユレーシヨンドリル等を含む。)		24	タイヤローラー		39	起重機船 (くい打ち船を含む。)	
			25	振動ローラー		40	土運船	
			26	小形振動締固め機 (振動コンパクター、ランマー、ダンプカー等を含む。)		41	引船	
			27	砕石機		42	空気圧縮機	

様式第10号

使 用 印 鑑 届

使用印

実 印

上記の印鑑は、入札見積に参加し、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用したいからお届けします。

昭和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者

様式第11号

営 業 所 一 覧 表

名 称	許 可 を 受 け た 建 設 業	所 在 地 ( 郵 便 番 号 )	電 話 番 号
(主たる営業所)			
(その他の営業所)			
計			

記載要領

- 1 「名称」の欄には、本店又は支店若しくは常時契約を締結する事務所を記載すること。
- 2 「許可を受けた建設業」の欄には、当該営業所において営業（契約）する建設業を、建設業法施行規則別記様式第1号の別表中（ ）内以示された建設業の略号で記載すること。



様式第12号

工 事 経 歴 書

(工事の種類)

発注者	元請又は 下請の別	工 事 名	工事場所の 都道府県名	請負代金の額 千円	着 工 年 月	完 成 (予定) 年 月
					年 月	年 月
					年 月	年 月
					年 月	年 月
					年 月	年 月
					年 月	年 月
					年 月	年 月
					年 月	年 月
					年 月	年 月
					年 月	年 月
					年 月	年 月
					年 月	年 月
					年 月	年 月
					年 月	年 月
					年 月	年 月
					年 月	年 月
					年 月	年 月
					年 月	年 月
					年 月	年 月
					年 月	年 月
					年 月	年 月
					年 月	年 月

記載要領  
 1 この表は、許可を受けた建設業の種類各別又は許可を要しない工事ごとく作成すること。  
 2 この表は、直前2年間の主な完成工事及び直前2年間に着手した主な未完成工事について記載すること。  
 3 下請については、「発注者」の欄には元請業者名を記載し、「工事名」の欄には下請工事名を記載すること。

鳥取県告示第九百六十三号

昭和六十年年度において県が発注する測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタント業務（以下「測量等業務」という。）の指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請手続等について、次のとおり定めたので告示する。

昭和五十九年十二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 指名競争入札に参加する者に必要な資格

指名競争入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる事項を総合勘案して行つた審査の結果に基づき、それぞれ業務の種類に応じて定めた資格とする。

1 審査基準日（昭和六十年一月一日をいう。以下同じ。）の直前の二営業年度における測量等業務の収入高

2 経営規模

(一) 審査基準日の直前の営業年度の決算（以下「直前決算」という。）における自己資本額（法人にあつては資本金額（出資総額を含む。）に新株式払込金（又は新株申込証拠金）、準備金、積立金及び繰越金の額を加えた額を、個人にあつては期首資本金の額に事業主借勘定及び事業主利益の額を加えた額から事業主貸勘定の額を減じた額をいう。以下同じ。）

(二) 審査基準日の前日における測量等業務に従事する職員の数  
3 経営比率

(一) 直前決算における流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表わしたものをいう。）

(二) 直前決算における自己資本固定比率（自己資本額を固定資産の額で除して得た数値を百分比で表わしたものをいう。）

(三) 審査基準日の直前の営業年度（以下「直前一年」という。）における総資本純利益率（直前一年における純利益の合計額を直前決算における総資本の額（法人にあつては流動負債、固定負債、資本金、新株式払込金（又は新株申込証拠金）、法定準備金及び剰余金の額の合計額を、個人にあつては流動負債、固定負債及び自己資本額の合計額をいう。）で除して得た数値を百分比で表わしたものをいう。）

二 資格審査の申請手続

(四) 審査基準日の前日までの測量等業務の営業年数  
指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けようとする者は、測量等業務入札参加資格審査申請書（様式第一号）に次に掲げる書類を添えて、昭和六十年二月二十八日までに知事に提出しなければならない。ただし、提出期限について知事が特別な理由があると認めるものについては、この限りでない。

なお、建設コンサルタント登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十七号）又は地質調査業者登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十八号）の定めるところによりそれぞれ登録を受けた者にあつては、次に掲げる書類のうち、1から4まで及び7から9までの書類については、建設コンサルタント登録規程又は地質調査業者登録規程の定めるところにより建設大臣に提出した現況報告書の写しをもつて代えることができ

るものとする。

- 1 測量等実績調書(様式第二号)
- 2 職員調書(様式第三号)
- 3 技術者経歴書(様式第四号)
- 4 営業用機械器具調書(様式第五号)
- 5 経営規模等総括表(様式第六号)
- 6 法人にあつては直前一年の貸借対照表、損益計算書、完成業務原価報告書及び利益処分(損失処理)に関する書類、個人にあつては直前一年の貸借対照表、損益計算書及び完成業務原価報告書
- 7 登記簿の謄本
- 8 営業に関し法律上必要とされる登録の証明書
- 9 個人にあつては、その者の身元証明書
- 10 使用印鑑届(様式第七号)
- 11 印鑑証明書
- 12 委任状(年間委任の場合に限る。)

三 資格の有効期間

一の資格は、昭和六十年限りとする。ただし、昭和六十一年度の指名競争入札の参加者の資格が決定されるまでの間は、引き続きその効力を有するものとする。

様式第1号

受 付 番 号

測 量 等 業 務 入 札 参 加 資 格 審 査 申 請 書

昭和 年 月 日

鳥 取 県 知 事 西 尾 邑 次 殿

測 量 業	第 号	年 月 日
建設コンサルタント業	第 号	年 月 日
登録番号及び地質調査業	第 号	年 月 日
登録年月日建築士事務所	第 号	年 月 日
土地家屋調査士	第 号	年 月 日
計量証明事業者	第 号	年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

申請者 住 所 商号又は名称 代 表 者

電話番号

㊦

今般貴県所管に係る測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタント業務の入札に参加したいので、別冊指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この入札参加資格審査申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

様式第2号

測 量 等 実 績 調 査 書

(業務区分)

発注者	元請又は 下請の別	件名	測量等対象の規模等	業務履行場所の ある都道府県名	請負代金の額 千円	着手年月 年 月	完成(予定)年月 年 月

記載要領

- 1 この表は、審査を受けたい業務別に作成すること。
- 2 この表は、直前2年間の主な完成業務及び直前2年間に着手した主な未完成業務について記載すること。
- 3 下請については、「発注者」の欄には元請業者名を記載し、「件名」の欄には下請件名を記載すること。
- 4 「測量等対象の規模等」の欄には、例えば測量の面積・精度等、設計の階数・構造・延べ面積等を記載すること。

様式第 3 号

職 員 調 査 書

営 業 所 の 名 称	技 術 関 係 職 員	事 務 関 係 職 員	合 計
合 計	人	人	人

記載要領

- 1 測量等業務に従事している常勤の役員及び職員の数を記載すること。
- 2 「職員」は、雇用期間を特に限定することなく雇用された者で、労務者以外のものとする。

様式第4号

技 術 者 経 歴 書

(種類)

氏 名	最 終 学 校		法令による免許等		業 務 経 歴	経験年月数
	学校の種類	専攻学科	名 称	取得年月日		
				年 月 日		年 月 月
						年 月 月
						年 月 月
						年 月 月
						年 月 月
						年 月 月
						年 月 月
						年 月 月
						年 月 月
						年 月 月
						年 月 月
						年 月 月
						年 月 月
						年 月 月

記載要領

- 1 この表は、土木、建築若しくは設備又は職種の名別に作成すること。また、「氏名」の記載は、営業所（本店又は支店若しくは常時契約を締結する事務所）ごとにまとめて行い、その直前に、括弧書きで当該営業所名を記載すること。
- 2 「学校の種類」の欄には、大学、高等専門学校等の別を記載すること。
- 3 「法令による免許等」の欄には、業務に関し法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けたものを記載すること。（例：〇〇建築士、〇〇土木施工管理技師等）
- 4 「業務経歴」の欄には、最近のものから記載し、純粋に測量等業務に従事した職種及び地位を記載すること。

様式第5号

管 業 用 機 械 器 具 調 査

名 称	種 類	能 力	購 入 年 月 日	購 入 時 の 価 格 千円	備 考

記載要領  
この表は、審査申請書提出直前のもについて記載すること。



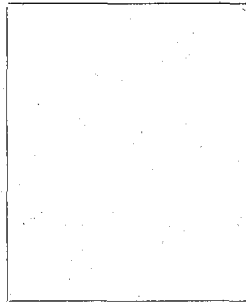




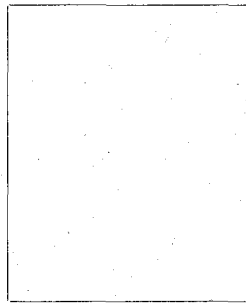
様式第7号

使 用 印 鑑 届

使用印



実 印



上記の印鑑は、入札見積に参加し、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用したいからお届けします。

昭和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者

印